

平成27年2月19日（木）
 津島市健康福祉部保険年金課（服部、村上）
 電話番号 0567-24-1111（内線2126）

<議案名> 議案26号 津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る資産割を引き下げるもの。（25%→15%）

2 改正理由

津島市の国民健康保険税の算定方式は、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式となっている。その中の資産割について、固定資産税との重複感、所得が少なくても賦課されることへの抵抗感などから総合的に判断して税率を引き下げることにしたものである。

3 参考事項

(1) 施行年月日 平成27年4月1日

(2) 現行税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	5.9%	1.9%	1.2%
資産割	25%	7%	3%
均等割	22,000円	7,000円	8,000円
平等割	22,000円	6,000円	9,000円

変更後

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	5.9%	1.9%	1.2%
資産割	15%	7%	3%
均等割	22,000円	7,000円	8,000円
平等割	22,000円	6,000円	9,000円

(3) 約4,600万円減収（26年度調定ベース）となるが、現年度分収納率を上げ、税収への影響を抑えるよう努める。